

○法務省告示第二号
厚生労働省

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法
令第三号）第十二条第一項第十四号、第十四条第五号及び第十六条第三項の規定に基づき、外国
人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び
厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業（平成二十九年法
令第三号）の一部を次の表の
ように改正する。

令和元年七月五日

法務大臣 山下 貴司
厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	
1 (略) 規則第十二条第一項第十四号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。	2 (略)
職種	作業
(略)	(略)
介護	介護
さく井	パーカッション式さく井工事作業
建築板金	ロータリー式さく井工事作業
	ダクト板金作業
	内外装板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
改 正 前	
1 (略) 規則第十二条第一項第十四号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。	2 (略)
職種	作業
(略)	(略)
介護	介護
(新設)	(新設)

4 規則第十六条第三項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職種		作業
(略)	介護	(略)
さく井	パーカッション式さく井工事作業	
建築板金	ロータリー式さく井工事作業	
	ダクト板金作業	
	内外装板金作業	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	
建具製作	木製建具手加工作業	
建築大工	大工工事作業	
型枠施工	型枠工事作業	
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	
とび	とび作業	
石材施工	石材加工作業	
	石張り作業	
タイル張り	タイル張り作業	
かわらぶき	かわらぶき作業	
左官	左官作業	
配管	建築配管作業	
	プラント配管作業	
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	
	カーペット系床仕上げ工事作業	
	鋼製下地工事作業	
	ボード仕上げ工事作業	
	カーテン工事作業	
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	
防水施工	シーリング防水工事作業	
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	

4 規則第十六条第三項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職種		作業
(略)	介護	(略)
(新設)	介護	(新設)

5 ゝ 8 (略)																
	溶接					塗装		鉄工	築炉	建設機械施工			表装	ウエルポイント施工		
	半自動溶接		手溶接	鋼橋塗装作業		建築塗装作業		構造物鉄工作業		築炉作業	締固め作業	掘削作業	積込み作業	押土・整地作業	壁装作業	ウエルポイント工事作業

5 ゝ 8 (略)											

附 則

この告示は、令和二年一月一日から適用する。ただし、第四項の改正規定は、令和四年四月一日から適用する。